

新潟県条例第20号

新潟県風致地区条例及び新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
(新潟県風致地区条例の一部改正)

第1条 新潟県風致地区条例(昭和45年新潟県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(許可を要する行為)	(許可を要する行為)
<p>第2条 風致地区(面積が10ヘクタール以上のものであつて、<u>2以上の市町村の区域にわたるもの</u>に限る。以下同じ。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事(<u>市の区域内にあつては、当該市の長。以下「知事等」という。</u>)の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の<u>堆積</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 国、県、<u>市</u>又は新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の規定に基づきこの条例の規定に基づく事務を処理することとされた<u>町村</u>(以下「国等」という。)の機関(次に掲げる法人を含む。以下この項において同じ。)が行う行為(前項各号に掲げるものを除く。)については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、<u>知事等</u>に協議しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第3条 別表第1に掲げる行為については、前条の規定は適用しない。この場合において、これらの</p>	<p>第2条 風致地区(面積が10ヘクタール以上のもの<u>(新潟市の区域内に存するものを除く。)</u>に限る。以下同じ。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事(<u>長岡市及び上越市にあつては、その長。第4条及び第5条第1項第5号を除き、以下同じ。)</u>)の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の<u>堆積</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 国、県、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市、同法第252条の26の3第1項の特例市</u>又は新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の規定に基づきこの条例の規定に基づく事務を処理することとされた<u>市町村</u>(以下「国等」という。)の機関(次に掲げる法人を含む。以下この項において同じ。)が行う行為(前項各号に掲げるものを除く。)については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、<u>知事</u>に協議しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第3条 別表第1に掲げる行為については、前条の規定は適用しない。この場合において、これらの</p>

行為（前条第2項各号に掲げるものを除く。）をしようとする者は、あらかじめ、知事等にその旨を通知しなければならない。

（許可の基準）

第5条 知事等は、第2条第1項に掲げる行為で次の各号に定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 宅地の造成等については、次に掲げる要件(ア及びウ(ア))に掲げる要件にあつては、周辺の土地の状況により風致の維持上これらの要件による必要がないと認められる場合を除く。)に該当するものであること。

ア・イ (略)

ウ 1ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、次に掲げる行為を伴わないこと。

(ア) (略)

(イ) 区域の面積が1ヘクタール以上である森林で風致の維持上特に重要であるものとして、知事等があらかじめ指定したものの伐採

エ (略)

(6)～(8) (略)

(9) 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。

ア 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

イ (略)

(10) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

2 (略)

（許可に基づく地位の承継）

第6条 第2条第1項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。この場合において、相続人その他の一般承継人は、遅滞なく、規則で

行為（前条第2項各号に掲げるものを除く。）をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を通知しなければならない。

（許可の基準）

第5条 知事は、第2条第1項に掲げる行為で次の各号に定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 宅地の造成等については、次に掲げる要件(ア及びウ(ア))に掲げる要件にあつては、周辺の土地の状況により風致の維持上これらの要件による必要がないと認められる場合を除く。)に該当するものであること。

ア・イ (略)

ウ 1ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、次に掲げる行為を伴わないこと。

(ア) (略)

(イ) 区域の面積が1ヘクタール以上である森林で風致の維持上特に重要であるものとして、知事があらかじめ指定したものの伐採

エ (略)

(6)～(8) (略)

(9) 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。

ア 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌^{ぼう}が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

イ (略)

(10) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積^{たい}については、堆積^{たい}を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

2 (略)

（許可に基づく地位の承継）

第6条 第2条第1項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。この場合において、相続人その他の一般承継人は、遅滞なく、規則で

定めるところにより、その旨を知事等に届け出なければならない。

(監督処分)

第7条 知事等は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、この条例の規定によつてした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) (略)
- (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで、自らその工事をしている者若しくはした者
- (3) 第2条第1項の許可に付した条件に違反している者
- (4) (略)

(立入検査)

第8条 知事等又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

2・3 (略)

(罰則)

第9条 第7条の規定による知事等の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(監督処分)

第7条 知事は、次の各号の一に該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、この条例の規定によつてした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) (略)
- (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで、みずからその工事をしている者若しくはした者
- (3) 第2条第1項の許可に附した条件に違反している者
- (4) (略)

(立入検査)

第8条 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行なうため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行なわれている工事の状況を検査することができる。

2・3 (略)

(罰則)

第9条 第7条の規定による知事の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
(1)～(8) (略)			(1)～(8) (略)		
(9) 土木部関係			(9) 土木部関係		
事	務	市町村	事	務	市町村

(略)	(略)
<p>8 新潟県風致地区条例（昭和45年新潟県条例第25号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) (略)</p>	<p>風致地区である地域を管轄する<u>町村</u></p>
(略)	(略)
(略)	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定の施行、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令（平成23年政令第363号）による改正後の風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年政令第317号。以下「新令」という。）で定める基準に従って市町村が定める条例（以下「新市町村条例」という。）の施行又は新令の施行の日から起算して3年を経過することにより、同条の規定による改正前の新潟県風致地区条例（以下「旧条例」という。）が新令で定める基準に従ったものとみなされないこととなる場合における旧条例が新令で定める基準に従ったものとみなされないこととなる日前にした行為の許可の申請及び行為の許可を受けた行為については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定の施行、新市町村条例の施行又は新令の施行の日から起算して3年を経過することにより、旧条例が新令で定める基準に従ったものとみなされないこととなる場合における旧条例が新令で定める基準に従ったものとみなされないこととなる日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。